



TIB におけるエコシステムプレイヤーの
ネットワーク形成に係るコーディネート事業者
公募要項

令和7年3月

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室

イノベーション推進部イノベーション戦略課

1. 目的

東京都（以下「都」という。）は、Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。）を”NODE”（結節点）として国内外の様々なプレイヤーを結び付け、イノベーションを生み出す活動を進めている。

本事業では、新たな地域やプレイヤーと繋がり、ネットワークを形成することで、TIBの結節点としての機能を強化するとともに、エコシステムの発展を目指す。

2. 事業概要

- （1） 都が本事業の実施主体（共同事業体も可。以下「本事業者」という。）1者を公募・採択し、協定を締結する。
- （2） 採択にあたっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- （3） 本事業者は、2026年3月までの間に、TIBの”結節点”としての役割を高めるため、新たな地域やプレイヤーと繋がり、ネットワークを形成する。
- （4） 本事業者に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及びKPIを設定し、そのKPIの達成度合いに応じて、都から協定金の支払いを受ける。
- （5） 協定金の算定にあたっては、外部有識者を含むKPI評価委員会により達成状況等の評価を行う。

3. 本事業者の公募

(1) 本事業者の要件

本事業者は、国内外のスタートアップ関係者を有機的に繋げるため、自身が有する強みを生かして都が推進するネットワーク形成を支援する必要があることから、その要件は以下のとおりである。

- (ア) 都のスタートアップ戦略や TIB の理念を理解し、東京・日本のスタートアップ・エコシステムを都や他の事業者と連携して、発展させる意欲を有する。
- (イ) 自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを活かし、多様なスタートアップ関係者とのネットワーク構築・深化等を行う事業推進力を有する。
- (ウ) スタートアップ支援者同士の関係性や東京・日本のエコシステムの全体像把握等における課題についての理解力を有する。
- (エ) 国内外のスタートアップ関係者とのネットワークや活動支援の実績を豊富に有する。
- (オ) 世界のスタートアップ・エコシステムにおける最新の動向に関する知見を有し、日本・東京のエコシステムとの関係性を理解する能力がある。
- (カ) スタートアップ・エコシステムにおける DEI に関する知見を有し、多様なプレイヤーを巻き込みながら、ダイバーシティを推進する能力を有する。
- (キ) 本事業や TIB のプラットフォームとしての機能の認知度向上に資する発信力を有する。
- (ク) 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行うマネジメント力を有する。

(2) 本事業者の役割

本事業者は、都や都と協働する他のプロジェクト実施事業者との緊密な連携のもと、以下の役割を果たし、TIB のプラットフォームの構築・発展に貢献するものとする。

- (ア) 新たな海外プレイヤーとのネットワーク構築
 - ① 今後エコシステムの発展が見込まれる国や地域における新たなキープレイヤー・関係機関と TIB とのリレーションを構築する。
 - ② 海外エコシステムプレイヤーと国内エコシステムプレイヤーとを新たに繋げる交流機会を創出する。
- (イ) DEI を推進する国内外のプレイヤーとのネットワーク構築及び理解促進
 - ① 当事者への一体的な支援を目指して、DEI を推進する様々なプレイヤーと連携し、定期的な交流会や SusHi Tech Tokyo に連動した企画をはじめとしたイベント等を通じてプレイヤー同士のネットワークを強化する。また、その取組を効果的に発信し、新たなプレイヤーを誘引する。
 - ② 研修会、交流会、アンケート調査等を実施し、DEI 理解に対する現状や課

題等を整理するとともに、エコシステムプレイヤーの DEI に対する理解を促進する。

(オ) 事業の発信

本事業における取組やその結果・成果について、大手企業やスタートアップ等 TIB の利用者が、その意義や方法などを実感できるよう、効果的な手法で発信する。また、都においても HP 等で発信できるよう、そのコンテンツを提供する。

(カ) 事業進捗及び KPI 達成状況の報告

企画書に基づき、事業実施後、進捗状況及び KPI の達成状況について、都に報告する必要がある。

(3) 実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

4. 都と本事業者との連携

(1) 公募・審査

都は、「5. (1) 応募要件」を満たす事業者の提案内容を選定委員会により審査し、採択を行う。

(2) 協定の締結

都は、採択した本事業者と採択期間中の連携内容等を規定する協定を締結する（別紙参照）。

(3) 都の本事業者に対する支援等の内容

(ア) 協定金の支払い

都は、KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額（以下「基準額」という。）及び成果報酬額の支払いを行う。

① 基準額

応募時に都及び本事業者が設定する KPI 項目（※）ごとの経費となる。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。

なお、基準額の上限は、2,000 万円とする。

※ KPI 項目設定方法及び評価方法について

設定にあたり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標を提案すること。

また、KPI の達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。本事業者は、上記の評価を受けるに際して、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（各種契約書、議事録等）を都に提出する。

詳細については、別紙「TIB におけるエコシステムプレイヤーのネットワーク形成に係るコーディネート事業者への協定金支払いに係る評価方法及び KPI

の説明」参照。

②成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乗せして支払われる金額となる。

なお、基準額と成果報酬額を合わせて、上限 2,500 万円を支払う。

③支払時期

原則として、都より事業終了後、適法な請求により一括払いで支払う。

ただし、相手方の請求により、四半期ごとに、別に定める額を支払うことができるものとする。その場合、事業終了後、確定額に基づき精算する。

(イ)その他

本事業の実施にあたっては、都と調整の上、TIB を会場として利用する。ただし、オンライン方式の講義を行う場合など、特別な事情がある場合はこの限りでない。

5. 本事業者の応募方法

(1) 応募要件

以下の（ア）～（オ）の要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること（採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代表事業者に支払う。）。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- ① 非営利団体（特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関）
- ② 出資総額の 3 分の 2 以上を①の非営利団体から受けている団体
- ③ その他①又は②に類する者として都が認めるもの

(イ) 次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産手続開始の申し立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。
- ② 法人事業税等を滞納していること。
- ③ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、または将来において行うおそれがあること。
- ④ 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成 23 年条例 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力

団員等が介入していること。

- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないとは判断されるものであること。
- ⑥ 政治活動、選挙活動、または、宗教活動を目的とする法人であること。
- ⑦ 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。

(ウ)機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(エ)国内外のスタートアップ関係者とのネットワークや活動支援の実績を豊富に有していること。

(オ)その他、上記 3（1）に記載する要件を有すること。

(2) 募集受付期間

2025 年 3 月 7 日（金）から同年 3 月 24 日（月）17 時まで

(3) 質問の受付

本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける。（締め切り：2025 年 3 月 14 日（金）17 時

メールアドレス：S1130201@section.metro.tokyo.jp

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、答えられない。

(4) 応募様式提出前の意向表明

応募する意向がある事業者は、**2025 年 3 月 12 日（水）12 時**までに事業提案書提出意向表明届を電子メールで提出する。

なお、意向表明届は事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、意向表明後の応募辞退を妨げない。

(5) 応募様式の提出

下表で指定する応募書類※の電子データを「9. 申込・問い合わせ先」担当宛にメールで送付する（合計データ容量が 10MB を超える場合はデータを分けて送付）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにて送付する（紙の提出は不要）。なお、応募書類の提出後、2 日（土日祝日除く）経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「9. 申込・問い合わせ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください）。

No	書類	分類	提出形式
1	企画書（注1）	必須	PDF
2	応募フォーム	必須	Excel
3	様式1 KPI設定説明書	必須	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
5	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式	必須 （注2）	PDF
6	スタートアップ・エコシステムのネットワーク形成やその支援に関する業務実績を示す書類	任意	PDF

※複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ずつけること。

注1：企画書はプレゼンテーション審査にて使用する想定

注2：都の入札参加資格を有する事業者は不要

6. 審査の流れ

(1) 審査方法

有識者等で構成される審査会において、書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、2025年3月25日（火）から2025年3月31日（月）（予定）の間に行う。詳細は応募いただいた方に別途ご連絡する。

(2) 審査基準

以下の基準 No.1～10 に基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

No	項目	内容
1	企業情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 ・ 財務情報 等
2	実施計画（5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施にあたり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか
3	実施体制（5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタートアップ・エコシステムのネットワーク形成を支援するにあたり必要な知見を提供できる十分な体制を自社又は連携する

		事業者等により構築しているか
4	事業への理解 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都のスタートアップ戦略や TIB の理念及びそれを踏まえた本事業の趣旨を理解しているか ・ スタートアップ支援者同士の関係性や東京・日本のエコシステムの全体像把握等における課題を理解しているか
5	KPI 及び事業目標設定の妥当性 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目標が設定されているか ・ 事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか ・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか
6	新たな海外プレイヤーとのネットワーク構築の取組の妥当性 (25 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後エコシステムの発展が見込まれる国や地域の新たなキープレイヤーとのネットワーク構築を想定しているか ・ ネットワークを拡大するためのリレーションを有しているか ・ 海外のプレイヤーと国内のプレイヤーのネットワーク強化のための有効な取組が計画されているか
7	DEI を推進するプレイヤーとのネットワーク構築及び理解促進の取組の妥当性 (25 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ DEI を推進する多様な関係機関と連携した実施内容となっているか ・ 様々なプレイヤーを巻き込み、ダイバーシティ推進に資するネットワーク強化や発信のための具体的な方策が計画されているか ・ 現状や課題を把握し整理するための具体的な取組が計画されているか ・ エコシステムプレイヤーの DEI に対する理解を促進するための有効な取組が計画されているか
8	発信力 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の認知度向上に向けたブランディングや P R などの実行が可能か ・ 効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか

9	管理・調整力（5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を円滑に進めるマネジメント力を有しているか ・ スタートアップエコシステムの関係者や専門家等と連携した事業になっているか
10	本事業目的への適合性（5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援を受けるに相応しい本事業目的の実現に資する事業内容であるか

※採用最低基準を設定する

各審査項目について、全委員の評価点平均が、各項目に記載された配点の4割以上であること。

（3）採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者を採択する。

応募事業者には、2025年3月末頃（予定）に結果の通知を行う。

7. 留意事項

- （1）本事業者は、支援の実施にあたり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。
- （2）応募に要する費用について、都は負担しない。
- （3）応募様式等は日本語で記載すること。
- （4）都と本事業者との協定の締結は、当該事業に係る令和7年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とする。
- （5）本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、都より公表される可能性がある。
- （6）採択企業及び対象企業には、都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のためにご協力いただく場合がある。
- （7）以下の場合には審査対象外とする場合がある。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対して虚偽の申告を行った場合
 - ・ 出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内容とした場合
- （8）応募にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都として必要な範囲で共有、利用される。個人情報を含む情報は事前の承認なく第三者に提供することはない。

8. 関係資料

- ・東京都スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」

https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf

- ・Tokyo Innovation Base ホームページ

<https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>

9. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室

イノベーション推進部イノベーション戦略課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階北側

電話番号：03-5388-2106

メールアドレス：S1130201@section.metro.tokyo.jp

企画書に関する留意事項

(1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4横で作成すること。A4横のプラットフォームに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

(2) 留意事項

- (ア) 表紙を作成すること。
- (イ) 目次を記載すること。
- (ウ) 提案事項の全体をまとめた概要を2頁以内で記載すること。概要は、採択時に公表されても問題ないものとする。
- (エ) プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて20頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として50頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。
- (オ) ページ番号を記載すること。
- (カ) フォントは自由とするが企画書の本文記載は10ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。
- (キ) 各ページ右肩に当該頁が公募要項6審査の流れ（2）審査基準のどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。
- (ク) 使用する言語は日本語とする。
- (ケ) 表紙には、表題として「TIBにおけるエコシステムプレイヤーのネットワーク形成に係るコーディネート事業者 企画書」と記載すること。
- (コ) 個人名や会社名を記載しないようにすること。
- (サ) 提出された企画書は返却しないものとする。
- (シ) 企画書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。
- (ス) 企画書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含めるものとする。
- (セ) 企画書作成に当たって第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において、適正に処理すること。

(3) 企画書に盛り込むべき内容

【全般的事項】

- (ア) 都のスタートアップ戦略やTIBの理念、事業目的に適した提案内容とすること。
- (イ) 本業務を実施するにあたっての体制（外部の主体も含む）

(ウ) スタートアップ・エコシステムのネットワーク形成に向けたエコシステム関係者とのネットワーク保有や支援実績等、本業務を実施するに相応しい業務実績やその効果

【業務内容に係る事項】

(ア) 本事業実施に係るスケジュール

(イ) 本事業を通して達成したい目標

(ウ) 新たな海外プレイヤーとのネットワーク構築の取組

(エ) DEI を推進する国内外のプレイヤーとのネットワーク構築及び理解促進の取組

(オ) TIB プロジェクトとしての本事業の認知度向上のためのブランディングや PR 方策

(カ) 都からの協定金以上の成果を創出するための具体的方策